

百間排水口に係るデジタル技術等を用いた情報発信業務委託 基本仕様書

1 目的

水俣病の原因物質であるメチル水銀化合物が工場排水とともに排出された「百間排水口」は「水俣病原点の地」と言われており、県では、老朽化した樋門の扉を新調し、当時の風景の保存に取り組んでいる。

百間排水口の現地保存と併せて、デジタル技術を用いた情報発信コンテンツを制作・公開し、情報発信を強化することで、水俣病の歴史と教訓の継承に寄与することを目的とする。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月18日（水）まで

3 業務内容

本委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 百間排水口に係るデジタルコンテンツの制作

- ・ 百間排水口からメチル水銀化合物を含む工場排水が流されていた当時（昭和30～40年頃）の写真等を基に、デジタル技術を用いて当時の風景を再現させ、スマートフォン、タブレット、パソコンなどで閲覧可能なコンテンツを制作すること。
- ・ コンテンツには次の内容を含むことを基本とする。

ア 水俣病発生当時の風景

- ① 百間排水口から工場排水が排出される様子
- ② 百間排水口を起点とした周辺の風景（水俣湾の埋立以前の風景がイメージできるもの）

イ 水俣病発生当時と現在の地図（地形）の比較

ウ 百間排水口と新潟水俣病との関係

エ 百間排水口の解説ナレーション（日本語及び英語）

(2) デジタルコンテンツの公開・保守管理

- ・ 上記（1）で制作したコンテンツをWEB上で公開すること。
- ・ 関連するWEBサイトのリンクを表示できる仕様とすること。
- ・ WEBサイトはスマートフォンを基本とした構築とするが、タブレット、パソコンなどでも違和感なく閲覧できること。
- ・ 公開は、令和8年（2026年）3月2日（月）までに公開すること。なお、契約期間中は受託者が運用・保守管理を行うものとする。
- ・ 障害が発生した場合の対応は受託者が責任を持って行うこと。
- ・ 公開後も掲載内容に修正が生じた際は、県の指示に基づき随時修正を行うこと又は県で修正できる仕組みとすること。

- ・ その他、Webサイトの構築、保守運用に必要な提案があれば行うこと。

(3) デジタルコンテンツに係る案内板の制作・設置

- ・ 上記(1)のコンテンツに誘導する案内板を制作し、百間排水口(水俣市汐見町1丁目地内)に設置すること。(設置場所は別添を参照)
- ・ 案内板(板面)の大きさは、A2判(縦420mm×横594mm)程度とする。
- ・ 案内板には、英語翻訳を加えること。
- ・ 案内板設置に必要な各種手続については、県と事前協議の上行うこと。
- ・ 案内板の運送、搬入、設置に要するすべての費用は本業務の契約料に含まれる。

(4) その他

- ・ 制作するコンテンツ及び案内板の詳細については、県と協議し決定すること。
- ・ (1)エの英語ナレーション及び(3)案内板の英語翻訳は、ネイティブが行う等、翻訳品質を維持すること。
- ・ 制作するコンテンツは、将来的に多言語対応できるものとする。
- ・ 受託者は、企画や撮影等、コンテンツ制作に係る作業のすべてを行うこと。
- ・ 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力するものとする。
- ・ 本業務には、業務の実施に必要な各種手配・関係者への連絡調整・準備等一式を含む。

4 業務計画等

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を的確に把握し、必要な準備を行うものとする。なお、契約締結後、速やかに作業工程と体制を明示した業務計画を県に提出すること。

5 実績報告及び成果品

本業務の完了にあたり、次に掲げる図書等を提出すること。

ア 業務完了報告書(様式任意)

イ 本業務で作成したデジタルコンテンツのデータファイル(電磁記録媒体) 1式

ウ その他県が必要と認めたもの

6 著作権に係る留意事項

- (1) 委託業務に係るすべての著作権(著作権法(昭和第45年法律第4号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は県に帰属するものとし、県が自由に利用できるものとする。また、制作した成果品及び新たに撮影した画像等については、県及び県が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- (3) 業務にあたり、人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。使用料等の必要が発生する場合は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 特記事項

- (1) 本仕様書は、プロポーザルの結果に基づき、別途委託者及び受託者による協議の上、基本仕様書に必要な変更を加え作成する。
- (2) 受託者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、熊本県の承諾なしに業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。
- (3) 仕様書に定めのない事項、または仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、遅滞なく県及び受託者が協議し解決するものとする。

(別添) デジタルコンテンツに係る案内板の設置場所 (予定)

百間排水口に係るデジタル技術等を用いた情報発信業務委託基本仕様書 3 (3) に基づき制作する案内板は、次に示す場所に設置することを予定している。

